

富山県民生涯学習カレッジ運営要綱

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県民生涯学習カレッジ（以下「生涯学習カレッジ」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 運営会議等

(運営会議)

第2条 富山県民生涯学習カレッジ条例（昭和63年富山県条例第22号）及び富山県民生涯学習カレッジ条例施行規則（昭和63年富山県教育委員会規則第9号）に基づき、富山県民生涯学習カレッジ運営会議（以下この条において「運営会議」という。）及び地区センター運営会議を置く。

2 運営会議及び地区センター運営会議の庶務は、それぞれ、本部及び地区センターにおいて処理する。

(特別顧問及び顧問)

第3条 生涯学習カレッジに、特別顧問及び顧問を置くことができる。

2 特別顧問及び顧問は、生涯学習カレッジの運営に関する特別の事項について意見を述べる。

3 特別顧問は5名以内、顧問は20名以内とし、教育委員会が委嘱する。

4 特別顧問及び顧問の任期は、2年とする。

(名誉学長)

第4条 生涯学習カレッジに、名誉学長を置くことができる。

第3章 生涯学習に関する情報の提供及び学習活動の奨励

(情報の収集及び提供)

第5条 生涯学習カレッジが収集し、及び提供する情報は、主として生涯学習に係る講座、施設、団体、講師、視聴覚に関するものとし、当該情報を広報紙その他の手段により提供する。

(相談)

第6条 生涯学習カレッジは、生涯学習カレッジのほか、県内の主な地域において生涯学習に関する相談を行う。

(学習活動の奨励)

第7条 生涯学習カレッジは、県民の自主的な学習活動の基盤づくりを進めるため、地域の生涯学習関係団体、（以下「学習団体」という。）の連絡、学習団体の自主的な講座開催等に対する援助、生涯学習に関する教材の作成等を行う。

第4章 生涯学習に関する講座の開設

(講座の開設)

第8条 生涯学習カレッジは、生涯学習に関し自ら開設する講座を持つほか、学習団体及び市町村その他の公共団体に委託し、共催し、又は連帯して実施する講座を持つものとする。

(主催講座)

第9条 生涯学習カレッジが自ら開設する講座(以下「主催講座」という。)は、専門講座、一般講座、放送講座等とする。

(連携講座)

第10条 生涯学習カレッジは、学習団体及び市町村その他の公共団体が開設する講座について、生涯学習カレッジの連携講座(以下「連携講座」という。)として認定することができる。

(カレッジカード)

第11条 学長は、主催講座及び連携講座の受講者に、県民カレッジカードを交付する。

(受講票及び修了証)

第12条 学長は、主催講座の受講者に、受講する講座の受講票を交付する。

2 学長は、主催講座の修了者に、別に定める基準に従い修了証及び修了証明書を交付する。

(単位)

第13条 学長は、主催講座及び連携講座に単位を設け、修了者に与える。

第5章 放送による事業及び調査研究

(放送による事業)

第14条 生涯学習カレッジが行う放送による事業は、生涯学習に関する講座の開設、情報の提供等の事業とする。

(調査研究)

第15条 生涯学習カレッジは、県民の生涯学習の意欲等に関する調査研究を行う。

第6章 補 則

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、生涯学習カレッジの運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この要綱は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。